

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第42回）

令和7年9月3日

（1） 電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、石井 夏生利、大谷 和子、河村 真紀子、猿渡 俊介、山下 東子（以上6名）

（2） 総務省

杵浦 維勝（電気通信技術システム課長）

（3） 事務局

八代 将成（番号企画室長）、齊藤 浩之（番号企画室課長補佐）

【相田主査】 それでは、本日も皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第42回会合を開催いたします。

本日は藤井委員、森委員、矢入委員は御欠席と伺っております。

それでは、まず事務局より開催に当たって御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。まずはウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。

本日の会合の傍聴者につきましては、音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言できない設定としておりますので、設定を変更しないよう、お願いいたします。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイク、映像もオフにさせていただきますよう、お願いいたします。御発言を希望される際は、事前にチャット欄に発言したい旨を全員宛に書き込んでいただくよう、お願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。発言をする際にはマイクと映像をオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。接続に不具合がある場合には速やかに再接続をお願いいたします。その他、チャット機能で随時全員宛に連絡をいただければ対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

続いて、配付資料の確認です。議事次第に記載されておりますとおり、資料4 2-1、4 2-2、並びに参考資料1の計3点となっております。

事務局からは以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。資料につきまして、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。議題の(1)は各論点の取りまとめの方向性(案)でございます。前回会合まで行いました関係者ヒアリングを踏まえ、本日は各論点の取りまとめの方向について議論させていただきたいと思います。それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。それでは、資料4 2-1に基づきまして、御説明させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

各論点の取りまとめということで1ページ目でございます。過去これまで関係事業者の皆様にはヒアリングをしてまいりました結果を、こちら1ページ目のスライドに示させていただきます。御参照いただければと思います。

続きまして2ページ目でございます。ここからは具体的な各論点の整理事項になってございます。①が規律の対象となる電気通信番号の種別でございます。事業者意見、構成員意見を御覧いただければと思いますが、方向性としては、ヒアリングの結果、規律の対象となる電気通信番号の種別として、事務局が当初示しておりました音声伝送携帯電話番号、固定電話番号、及び特定IP電話番号を規律の対象とする電気通信番号の種別とするということで、検討を進めることが適当とさせていただいております。全ての事業者から御賛同が得られたということでございます。また、必要に応じて今後も、特殊詐欺に利用される番号種別の推移を踏まえた見直しを行うことが望ましいとさせていただいております。

続きまして、3ページ目でございます。②申請者の役務継続性を審査するための申請書類ということでございまして、こちら事業者の皆様、構成員の皆様からも幾つか御意見をいただきまして、取りまとめた方向性(案)を御覧いただければと思います。まず、ヒアリングの結果といたしまして、電気通信番号使用計画の認定の申請書類や審査の観点について、大きな異論はございませんでした。そのため、総務省においては、計画の認定の申請書類として具体的にこれまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求めて、需要見込みや資金計画等について審査することを明確化する方向で検討を進めることが適当とさ

せていただきました。

なお、複数の事業者から変更認定の際の申請については役務継続性の審査を簡素化、または省略すべきという御意見をいただきました。この点については、構成員から、悪意を持った者が既存事業者を乗っ取って変更認定申請をするといったケースも想定されるので、完全に省略すべきではないという御意見をいただきました。これを踏まえまして、総務省においては認定申請時に加えて変更認定申請時においても役務継続性に係る審査を行うことが適当であるとしまして、その上で申請者の負担も勘案し変更認定時の申請の簡素化や審査の実効性担保の観点から、申請書類を必要最小限とする方向で具体化の検討を進めることが適当とさせていただきたいと思えます。

なお、上場の有無に応じた申請書類につきましても、申請書類における、認定申請における役務継続性の審査に必要な情報を網羅的に迅速に収集する観点もございまして、こちら、上場されている事業者、されていない事業者で差異を設けるようなことはせずに、同一の申請書類とする方向で検討を進めることが適当とさせていただきたいと思えます。

続きまして、4ページ目、③提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高いものの要件でございまして。こちら事業者から大きな御意見はなかったところでございますけれども、特殊詐欺に係るものに限定をしてしっかりやっていっていただきたいという御意見をいただきました。方向性としましては、ヒアリングの結果、当初事務局からお示しをしておりました要件として、いわゆる「受け子」のように、電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として、累犯を含む形での窃盗罪により処罰されたもの。また、電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員を規定することについて、全ての事業者から賛同の御意見をいただきました。そのため、この総務省において示しました a と b の要件について規定をしていくという方向で、検討を進めることが適当とさせていただいてございます。また、総務省においては適切に運用を行って、必要に応じて今後も電話番号を利用する特殊詐欺の対応等の変化に合った見直しを行うことが望ましいとさせていただきました。

続きまして、5ページ目でございます。こちらからは、卸元事業者が卸先事業者に対しての役務継続性等の確認を行う際の論点になってございます。

④が電気通信番号使用計画の認定の有無の確認の方法でございまして。事業者や構成員の皆様からの御意見もいただきまして、方向性としましては、まず、ヒアリングの結果、卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることについて、1つ目ですけれど

も、卸先事業者が総務省から番号使用計画の認定を直接受けている事業者である場合にはその事業者から認定証の提示を受けること。もう一つ、卸先事業者がみなし認定事業者である場合には、その事業者が作成した標準電気通信番号使用計画とその事業者の電気通信事業者としての登録証、または届出証の提示を受けることによって、認定の有無について確認をするということについては、大きな異論はございませんでした。

なお一部の事業者からは、総務省ホームページに公表されている認定事業者のリストの確認によって、こうした確認の代替をしてほしいという御意見をいただきましたけれども、この点については、卸先事業者から書面の提示を受けることで確認の証拠をしっかりと残すことが可能であるということ。また、書面の提示を受ける確認方法が事業者に対して著しく負担になるとは考えづらいということ。総務省ホームページでの更新の即時性にも限界があるということ。こういった観点を踏まえまして、総務省においては卸先事業者から書面の提示を受けて確認をするという方法を規定していくという方向で検討することが適当とさせていただきます。併せて事務局から当初お示しをしてございました認定証の様式につきましても、書面での認定証を用いた確認が可能となるように必要な見直しを行う方向で検討を進めることが適当とさせていただきます。

続きまして6ページ目、⑤役務の継続性があると認められる基準とその確認の方法でございます。こちらのスライドでは事業継続期間6か月という案に対する御意見をまとめたものでございます。方向性でございますけれども、ヒアリングの結果、役務継続性があると認められる基準として、電気通信事業その他の事業の事業継続期間を6か月と設定をすること及びその確認の方法については、全ての事業者から御異論はございませんでした。そのため、総務省において役務継続性があると認められる基準としての事業継続期間を、6か月と規定する方向で検討を進めることが適当であるとさせていただきます。

また、事業継続期間の確認の方法につきましても、当初お示しをしておりましたサービス提供継続期間が確認可能な契約書や、料金請求書などの提示を受けることを規定する方向で検討を進めることが適当とさせていただきたいと考えてございます。そして、確認方法として認められる文書などの具体的な内容につきましては、ガイドライン等により明確化する方向で検討を進めることが適当とさせていただきます。

続きましては⑤の、事業継続期間によらず役務継続性が認められる基準に関する御意見をいただいたところでございます。こちらは7ページ、8ページにおいて事業者からの御意見を、また9ページにおきまして構成員の皆様からの意見ということで多々御意見をいた

だいたところでございます。多岐にわたりますので、こういった論点を整理いたしまして、10ページを御覧いただければと思います。こちらの方向性のほうで御説明をさせていただきたいと思います。

ヒアリングの結果、役務の継続性があると認められる基準について、総務大臣から直接認定を受けていること、及び既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により新会社が設立された場合につきましては、全ての事業者から御異論はございませんでした。また、役員の中に電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合という要件につきましては、人的リソースを確保しているという観点で役務の継続性と一定の相関があると認められるものの、その確認の方法については困難性も指摘されたところでございました。また、論点として提示されたもの以外にも、事業者からは役務の継続性があると認められる基準、及びその確認の方法について複数の追加の提案をいただいたところでございます。

これらを整理いたしまして、論点として提示された要件とこちらの追加提案になった主な要件とその確認の方法については、以下の表のとおり整理することが適当ではないかというふうにまとめさせていただきました。まず、要件のほうからですけれども、総務省から直接認定を受けているところにつきましては、先ほど申し上げたとおり全ての事業者からの御異論もございませんでしたので、要件を認める方向で検討を進めることが適当とさせていただきます。また、既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により新会社が設立された場合につきましても、ヒアリングの結果、全ての事業者から御異論ございませんでしたので、こちらを基準として規定する方向で検討を進めることが適当とさせていただきます。

また、役員の中に電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいるという点につきましては、ヒアリングの結果、この要件を基準とすることにつきましては大きな異論はなかったところでございますが、その確認の方法につきましては、過去在籍した企業における業務内容まで把握するということが難しいのではないかといった、確認の困難性が示されたところでございます。また、技術を持った方について新規参入の機会を担保するという観点から、この要件自体を規定することはそうさせていただきたいしつつ、他方で本要件が悪質事業者の隠れみよになるようなことがないように、過去在籍した企業の発行した書類であって具体的な業務内容が確認できる場合のみとするなど、厳格な運用をする方向で検討を進めることが適当とさせていただきたいと思います。

続いて11ページでございます。こちらからは、事業者の皆様からの追加の提案があったところについて、要件確認方法とその方向性についてまとめたものでございます。1つ目、国内の金融商品取引所に株式上場している場合についての確認の方法ですけれども、こちらについては国内の全ての金融商品取引所における上場の審査基準として、一定期間、少なくとも1年以上、事業継続期間があるということを審査基準として、事業継続期間の確認が行われているということが分かりました。そのため、国内の証券取引所に株式上場していることを事業継続期間の簡易な確認方法と位置づける方向で検討を進めることが適当としてございます。

続いて、一定の資本金を有している場合、その証明する書類の提示を受けることはどうかということで、御意見をいただいたところですが、こちらは株式会社、または合同会社においては、企業を解散した後に資本金を株主または社員に分配が可能であるという仕組みもございますので、その金額の多寡に応じて役務継続性の相関があるとは必ずしも言えず、役務の継続性があると認められる基準とすることは不適當とさせていただきました。

続いて3つ目の信用評価機関や格付機関等の第三者評価で一定の評価が得られた場合の、その確認の方法などについても御提案いただいたところですが、こちらについては信用評価機関や格付機関等の第三者評価については契約内容により得られる情報量等が異なるということも想定され、どの機関のどの程度の評価であれば役務の継続性の確認をしたと認められるかといったところが、網羅的に制度に落とし込むことが難しいのではないかと。また、この評価は卸元事業者が取引先の支払い能力などリスクを管理するために実施されるものであるということも踏まえ、卸先事業者の役務の継続性の確認方法として位置づけることで、その実施費用が卸先事業者、ひいてはその利用者に転嫁される可能性も否定できないというところもございますので、役務継続性があると認められる基準として規定することは不適當とさせていただきました。

続いて、海外で一定の事業実績がある事業者が日本市場に参入する場合の、親会社等との関係を確認していくという御提案をいただきましたが、こちらにつきましては、海外で一定の事業実績が認められる場合には、国内で参入しようとする場合についても役務の継続性があると見込まれると考えられます。そのため、海外企業のグループ企業であることや、その企業の実績の確認が親会社の所在国で発行された書面等によって国内企業と同等の内容のものが確認できる場合には、事業継続期間の確認方法と位置づける方向で検討を進めることが適当とさせていただきました。

続きまして、社内コンプライアンスについて、弁護士による顧問・監督を受けている場合はその弁護士からの書面の提示を受けることについてはどうかということで御提案をいただきましたが、こちらの、弁護士による法令順守体制の顧問・監督は内部手続の不備改善やリスク管理において重要ではあると思うんですけれども、その業務内容自体は法的助言を行う軽微なものや顧問・監督の対象となる事業が事業全体の一部である場合など、多様な業務形態が想定されるということもございますので、一律に役務の継続性があると認められる基準とすることは不相当とさせていただきます。

最後に、民間の認証の取得状況や事業者団体等の確認をもって役務継続性があると見込めるとしたらどうかという御意見もいただいたところですが、こちらについては、こうした認証の取得、団体の入会等については、各々審査の体制や適合要件が異なっていますので、その適正性については個別の判断が必要になると。役務の継続性の判断に関しては、民間の認証というのは通常、一定の事業実績があることを前提として審査することが想定されていて、今回の電気通信事業その他の事業の継続期間が一定以上あることの要件に合致しないような、本当に参入当初の事業者の役務継続性の確認として用いられるには実効性が低いのではないかと考えられると。このため、民間認証の有無や事業者団体への所属については、役務の継続性の認証基準として用いることは、現時点では難しいということで位置づけさせていただきます。

これらを踏まえまして、12ページでございます。今後の方向性でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり1点目、事業継続期間によらず役務の継続性があると認められる基準として、総務省から直接認定を受けていること、既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により新会社が設立された場合、こちらの要件については規定する方向で検討を進めることが適当とし、また、これらの確認方法については番号使用計画の認定証の提示や親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本等の提示を受けることを規定する方向で検討を進めることが適当とさせていただきます。

なお、グループ企業の一定の事業実績という点につきましては、卸先事業者自身の事業継続期間の基準と同様に6か月とする方向で検討を進めることとして、また、事業実績としては海外における実績も考慮に入れることが適当であるとさせていただきます。このほか、技術を持った者について、新規参入機会を担保する観点から、事業継続期間によらず役務の継続性があると認められる基準として、役員の中に電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合というところについては、規定をすることとし

つつ、他方でこの要件が悪質事業者の隠れみのにならないように、過去在籍した企業の発行した書類であって具体的な業務内容が確認できる場合のみとするなど、厳格な運用をする方向で検討を進めることが適当とさせていただきます。

その他、関係者ヒアリングにおいて御提案いただきました株式上場していることの確認については、先に申しあげましたとおり、卸事業者における確認の負担軽減の観点からも役務継続期間の簡易な確認方法として認める方向で検討を進めることが適当とさせていただきます。これらにつきましては、事業者により確認結果に差異が出ないように、明確に規定する必要がありますので、ガイドライン等により明確化する方向で検討を進めることが適当とさせていただきます。

13ページは、上場と事業継続期間の関係についての事務局における調査の一覧でございますので、御参照いただければと思います。御説明は割愛させていただきます。

続きまして、14ページでございます。⑥確認義務の適用除外となる提供番号数でございます。こちらも事業者、また構成員の皆様からも御意見をいただきまして、方向性としてまとめさせていただきましたところでございますけれども、ヒアリングの結果、卸元事業者が卸先事業者を確認をしていくという義務の適用除外となる提供番号数を50番号以下とすることについては、事業者からの異論はございませんでした。

構成員からは、50番号以下での卸提供がまれなケースなのであれば、適用除外をなくすか、より少ない数にしてもよいのではないかという御意見をいただきました。この点、比較的規模の大きい番号指定事業者からは50番号以下の卸取引が稀である旨の回答をいただいたところでございますが、事業者団体からは、中小規模の事業者においては50番号以下の卸提供も一定数存在をし、50番号以下の適用除外を求める御意見もいただいたところでございます。この点、番号の効率的な使用や不適正な利用の防止の実効性の観点と、新規事業者に対する負担も勘案しまして、確認義務の適用除外となる番号数については50番号以下と規定する方向で検討を進めることが適当とさせていただきたいと考えてございます。

なお、構成員からも御意見をいただいておりますので、総務省においては今後、電話番号を利用する特殊詐欺の対応等を踏まえて、必要に応じて見直しを行っていくことが適当とさせていただきます。なお、一部事業者から御意見をいただきましたけれども、50番号以下の提供が明らかである場合であっても、卸先事業者の役務の継続性を見込みを確認し、役務提供の可否を判断するといったことにつきましては、特に小規模な試行的提供を目的

として参入する新規事業者に対して過度の負担を課すこととなり、適当ではないとさせていただきます。また、電気通信事業法上の役務提供義務が課されているという場合には、正当な理由がなければ役務提供を拒んではならないとされていることにも留意していくことが必要であるという形にさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、最後の論点、⑦その他でございます。こちらは、方向性のところを御覧いただければと思いますけれども、当初の論点案で例示をさせていただきましたとおり、卸元事業者、卸先事業者の関係を把握する観点から、電気通信事業報告規則を見直して、みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して卸元事業者の名前の報告を求めるということにつきましては、ヒアリングの結果、御異論はございませんでした。つきましては、総務省において、令和7年の改正法の内容との整合や規定の明確化を図るために、電気通信事業報告規則をはじめ電気通信番号制度関連の省令、告示等の見直しを検討することが適当であるとし、また、総務省においては電気通信番号制度の見直しの内容について関係事業者に対して適切に周知することが求められるということで、周知についても言及をしたいと考えてございます。

以上、事務局からこちらの資料についての御説明、以上となります。よろしくお願いたします。

【相田主査】 ありがとうございます。それでは、ただいま事務局から御提示いただきました方向性の案につきまして、質疑応答、意見交換を行いたいと思います。

これまでと同様に①から③、認定基準の関係と、④から⑥及び⑦、卸事業者への義務づけの関係及びその他に分けて御議論いただきたいと思います。まず最初、①から③につきまして、論点といたしましては②の変更認定申請のときの扱いくらいで、ほかにあまり大きな問題はないかと思っておりますけれども、①から③につきまして、御質問、御意見のございます構成員の方は、挙手いただければ私のほうで順に指名させていただきますし、それが難しいようでしたらチャットを利用するなりマイクを直接オンするなりしてお声がけいただいても結構でございます。

それでは、猿渡先生、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 大阪大学の猿渡です。ありがとうございます。前もお伺いしたような気がするんですけども、2番の上場しているかどうかというのは、申請書類としてはみなさないということと、今回のカテゴリではないかもしれないんですけども、5番の役務継続性があるときに認めるときには、上場していることを役務継続性があるとみなすという

この関係性が毎回分からなくなるので、もう一度教えていただけますでしょうか。

【相田主査】 事務局、お願いできますでしょうか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。⑤のほうの、卸元事業者が卸先事業者の確認を求めるときにつきましては、なかなか取扱注意の情報などの開示も難しいですとかそういった観点もございますので、ある程度、役務継続性が見込めるものとして、例えば上場しているとかそういった形で御議論いただくという形で考えてございました。他方、総務省において役務の継続性を認定申請時に確認するという点につきましては、総務省に御提示をいただける資料でもございますので、基本的には卸元が卸先に確認するよりも踏み込んで、事業計画ですとかそういったものを御提出いただいて、役務継続性の蓋然性の高さというのを審査したいと考えてございます。

そういった意味では少し差分がございますので、特に②の総務省で審査するほうにおいては事業計画ですとかそういったものを出していただくことを念頭にしてございますので、上場の有無については、総務省における統一的な審査ですとか、そういった迅速に収集していく観点からも、差異を設けずに、基本的には上場、非上場問わず同一の申請書類で検討させていただきたいと考えてございます。

【猿渡専門委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【相田主査】 ほかにいかがでございましょうか。

それでは、もし何かございましたら後で戻っていただいても結構ですので、④から⑥、卸元事業者への義務づけの関係及び⑦その他につきまして、御質問、御意見等ございます構成の方はお願いしたいと思います。

それでは、河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】 ありがとうございます。12ページ⑤の、継続性があると認められる基準及び確認方法の3つ目のボツのところ、役員の中に電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合とありますが、この認定事業者というのは総務省から直接認定を受けている認定事業者という意味でしょうか。

【相田主査】 それでは、事務局、御回答いただけますでしょうか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。こちらにつきましては、この番号計画の認定事業者という意味は、広く電気通信番号を使用した事業者としての業務に携わっていた実績があるかという観点でございまして、直接総務省から認定を受けている場合に加えて、いわゆるみなし認定事業者の方におきましても、そのみなし認定事業者の中で役

員として御活躍されていたような実績があるということであれば、そういったところを証する書類をお出しいただくことを想定してございました。

【河村専門委員】 分かりました。こういうルールづくりをすると、そういう人を連れてくるという考えを持つ人もいるのかなと思いましたがというコメントです。

あともう一つは、以前から意見を申し上げている番号数のところで、これも質問ですが、14ページの⑥の方向性のところの最後のポツなんですけれども、50番号以下である場合が明らかであったときでも継続性の見込みを確認したり可否を判断したりする可能性もあるとおっしゃっていた事業者さんもいたから、ここにこう書かれているのだと思うのですが、そういうことはしてはならないとなっています。これは今回、50番号以下は適用除外と決めたからそういう判断をすることはいけないという関係にあるということによろしいですよという質問です。

【相田主査】 事務局、お願いできますでしょうか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。御認識のとおりでございます。このたび50番号以下については確認義務の適用除外とするということで規定をしますので、そういった規定を履行する観点で、50番号以下に過度に可否の判断を求めるということは適当ではないということで、明確にさせていただきました。

【河村専門委員】 続けていいでしょうか。

【相田主査】 お願いいたします。

【河村専門委員】 そうであるならばなおさらですけれども、今回やろうとしているような、犯罪につながるような事業者を見つけていこうという、番号を与えないようにしていこうという場合は、新規であり、それほど大規模じゃないというところの中に見つけていくことになるんだろうと思うんですが、そういう意味からいっても50番号のところは線を引くことによって、それ以下は調べることをしなくてはならないとなってしまいます。それならば、例えば番号の線引きはせず他のルールにもあるような適用除外ケースみたいな要件を決めていく方法もあるんじゃないかと思います。今申し上げた最後のポツのところを読んで、ますますそういう意見を強くしましたということをコメントさせていただきます。以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。

ほかに、今チャット欄に記入いただいていますので、順にお願いしたいと思います。まず山下先生、お願いいたします。

【山下専門委員】 ありがとうございます。山下です。私は、海外事業者の取扱いについて一つ確認をしたいこととコメントがあります。ページで言いますと、8ページの事業者様からの要望です。それから、12ページのところに幾つか書かれてあることです。8ページのところで事業者の意見として、これはヒアリングのときに私も伺ったんですけれども、いわゆる国外において事業実績がある者の国内への新規参入で、このとき要望されたのは、海外の企業が日本に参入するときに海外の実績を考慮してもらいたいというような意味だったと思うんです。

今度、12ページにいきますと、方向性（案）の真ん中辺りで、グループ企業の中の事業実績として海外における実績も考慮ということは、想定されているのは日本の企業のグループ企業が海外で電気通信事業を営んでいるというような、そのような意味に取れたので、そこは確認をさせていただきたいと。

それからその中に、その次のポツで、役員の中に従事者がいるというようなこともありますがけれども、これも日本ですと例えば雇用契約とか、そういうものを見ることで確認できたとしても、海外の場合は仕様が違っていたりして判断が難しい場合があると思うんです。そのために要望としては、一番下、事業者により確認結果に差異が出ないようにとお書きになっているまさにここで、海外で展開していらっしゃる事業者さんについても日本の事業者と同じように、情報が欠如したりすることがないように、それから過剰な情報提供を求めるといふことにもならないようにという配慮をして、判断をしていただきたいと思います。以上です。

【相田主査】 今の件につきまして、事務局からお答えいただけることとかがございますか。

【相田主査】 特に、ここで想定しているのは日系の企業に限るのかというような辺りについて、確認いただければと思いますけれども。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。まず、1点目にいただきましたグループ企業の一定の事業実績のところですが、これは日本企業が海外でのところまでは想定しておりませんでしたので、その点は補足をさせていただきたいと思えます。また、下のところ、役員の中に計画の認定事業者において一定の従事経験があるというところにつきましても、ここも海外の方を想定は、我々としてはしてございませんでしたので、そこも併せて補足をさせていただきたいと思えます。

【相田主査】 山下先生、よろしいでしょうか。

【山下専門委員】 分かりました。そうすると8ページのところで、事業者さんの意見で、

これはいわゆる外資系の会社が日本で国内事業を行うという、そういう意図だと思っ
ますが、この点については、そういうケースはないということになるのでしょうか。

【相田主査】 事務局、お願いできますか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。御指摘いただいた8ページの、国外
で一定の事業実績がある方々が新規参入してくるときというのは、まさに必要があると認
められるという形にしたいと考えてございますけれども、その辺り、この12ページのスラ
イドのところでも少し記載が明確化できていなかったところもあるかと思っておりますので、次回
の報告書までの間にしっかり整理をさせていただければと考えてございます。御指摘いた
だきまして、ありがとうございます。

【山下専門委員】 すみません。ありがとうございます。

【相田主査】 よろしいでしょうか。

では、続きまして大谷先生、お願いいたします。

【大谷専門委員】 ありがとうございます。大谷でございます。私は、ページ数で言いま
すと14ページになりますが、確認義務の適用除外となる提供番号数についてコメントさ
せていただければと思います。現時点で特殊詐欺などの犯罪実態を踏まえますと、提供番号
数を50以下とするということに合理性、妥当性はあるんだと思っておりますけれども、一旦この
ようなルールをつくりますと、少量の卸取引、50番号以下であれば確認義務の適用除外と
なり確認が行われなないということが、犯罪者の側に理解されてしまうということが懸念点
かと思っております。この点が抜け道となることがないように制度的にも考えておく必要
があると思っております。

方向性(案)の中では、犯罪実態であるとか特殊詐欺のトレンドを踏まえた見直しという
ような、そういう書き方は事業者意見のところを拾っていただいて、3ポツ目で必要に応じ
て見直しを行うことが適当であると書いていただいておりますが、既に現時点でも1度の卸
取引で取り扱う番号数が少量であっても、短期間に複数回に分けて少量の番号の卸取引を
繰り返すというような場合には、やはり確認義務の対象とすべきではないかと思われま
す。どうしても制度の見直しには一定の時間がかかってくると思っておりますので、そういう意味で、
50番号という基準を設けること自体は差し支えないと思っておりますけれども、それを脱法的
に潜脱行為としてこの規定を乱用してくるような事業者に対しては、一定の対策をとるこ
とが必要なのではないかと思いますので、意見として述べさせていただきました。私からは
以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。ただいまの御指摘は、1回当たり50番号以下ならば「×n」で毎回できるのか、あるいは総量として50番号を超えるようだったらその時点で審査が入るのかというような意味かと思えますけれども、事務局、その辺りについて確認させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。ありがとうございます。大谷先生からいただきました御指摘の点は、例えばですけれども1の事業者から複数回に分けて、例えば20番号、20番号というのを何回も繰り返してもらってきて、その都度その都度は確認義務を逃れるんだけれども合計すると50を超えるみたいな、そういうケースを想定されている御指摘と理解してよろしゅうございますでしょうか。

【大谷専門委員】 そのようなイメージです。構成員意見としての2つ目で、恐らくこれは山下先生が御指摘になったことではないかと思えますけれども、そのようなケースを想定しています。一定の期間をおいて複数番号の取引がなされていくのであれば分かるんですけども、短期間にそれが繰り返されるというような場合には全体を通算すべきだと考えられますが、これはもともと事務局案でもどうして累積して50番号を超える場合には確認義務の適用除外には該当しないと、そういうお考えでつくられている方向性（案）であれば、その点を明記していただければと思います。

【齊藤番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。1の事業者からの複数回にわたって、短期にわたって取得をしていくというケースも、累積をして結果的に50を超えるというような契約内容になるのであれば確認義務が発生するという前提で、事務局としても考えてございましたので、御指摘いただいた点を明確化できるように、こちらの資料においても今後、報告書等について補足追記等をさせていただきたいと考えてございます。御指摘いただきまして、ありがとうございます。

【大谷専門委員】 よろしくお願いいいたします。

【相田主査】 一方で、構成員意見のところに書いてあるのは、複数の事業者それぞれが50番号を超さないような形でもって何社からも集めて、トータルで50を超すということについては、相変わらず今回のあれでは難しいのかなと思えますけれども、そのような理解でよろしいでしょうか、事務局、確認させてください。

【齊藤番号企画室課長補佐】 相田先生、ありがとうございます。事務局でございます。先生の御理解のとおり、現時点において複数の者からの50番号というのを合計していくということはなかなか現時点で難しいところがございますので、こちらはまた今後の見直

しの事項ということで、引き続き検討させていただきたいと考えてございます。

【相田主査】 ほかにいかがでございましょうか。

【石井委員】 一言だけよろしいでしょうか。

【相田主査】 はい、どうぞ。

【石井委員】 すみません。本当に一言だけなんですけれども、先ほど山下委員がおっしゃっていた海外の事業実績のところ、11スライド目辺りかと思いますが、ここで書かれているのは、方向性（案）としてはある程度、海外事業者の条件が想定されているように思われて、海外企業のグループ企業の、親会社が海外にあるというような想定なのかなとか、とにかく海外事業者であれば今まであまりこういう事業に関わっていない事業者が突然入ってくるようなケースは恐らく想定されていないんだろと思うんですが、そういう理解でよろしいですよというのが1つ目の確認と、親会社等との関係といったときに、何か日本に足がかりがあるというか、この条件がこういう方向性の案で示されている一定の制限をかけていることを想定していますよということが伝わるように、できるだけクリアに書いていただくのが望ましいと思います。海外になると仕様が違うというのは山下委員がおっしゃっているとおりだと思いますので、私も近い意見、近いような感覚を抱いたということでございます。以上です。

【相田主査】 ただいまの件につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。石井先生、ありがとうございます。御指摘いただきましたとおり、まずこの11ページで規定したのはまさに海外のグループ企業というか親会社がそこにあって、一定の実績がちゃんとある方が、日本に新しく法人を設立して参入してくるというようなケースを想定してございました。つきまして、御指摘いただきましたとおり、こういったケースを認めていく方向で進めることが適当であるという形に、最終的な取りまとめの方向性のところ、要件のところ、条件を明確化してしっかり記載をしていきたいと思っておりますので、改めて御指摘ありがとうございます。

【石井委員】 ありがとうございます。もう一言だけよろしいですか。

【相田主査】 はい、どうぞ。

【石井委員】 すみません。海外というと非常に幅が広がってしまいますので、場合によっては親会社の諸外国で発行された書面等でも認められないことがあるというニュアンスも、少し含めていただくとよろしいかと思っております。結構条件があるんですよということを伝えていただくという趣旨です。以上です。

【相田主査】 ほかにいかがでございましょうか。

私から、最初の河村委員からの御質問に関連して確認させていただきたいんですけれども、14ページが一番下のところ、今回考えているのが卸取引だということで、卸取引について電気通信事業法の役務提供義務が課されている場合というのがどうだったかというのを教えていただきたいのと、そのすぐ下のところで正当な理由がなければということで、事業者間ヒアリングのときに与信審査というんでしょうか、ちゃんと支払い能力があるかどうかというような確認は各社さんとも行っているというようなお話だったんですけれども、どうもこの事業者についてはお金を払ってもらえないというようなことが、この正当理由になるのかどうかというようなところについても併せて教えていただければということで、確認させていただければと思います。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。御質問、ありがとうございます。50番号以下のところの、役務提供の卸のところ、こちらの役務提供義務のところは公益事業特権の関係で認定されている事業者などが例えば、役務提供義務がかかるような形で事業法上、なっておりますけれども、そういった事業者の方においては、過去の支払い実績などで明らかにもう支払うことが不可能なケースなどについては、正当な理由ということで役務を提供しないというケースが認められるようになってきているのではないかと考えてございます。

【相田主査】 ありがとうございます。

それでは、特に海外実績の辺りについてはもう少し事務局のほうで明確化いただけるとのことですけれども、全般的には事務局にお示しいただいた方向性（案）に御反対はなかったようですので、この方向で次回に報告書の案を提示いただければと思います。もし追加の御意見等ございましたら、事務局までお寄せいただければと思います。

では、続きまして議題の（2）に移りたいと思います。モバイル網固定電話に係る電気通信番号制度の検討の進め方（案）ということで、事務局から御説明をお願いいたします。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。では続きまして、モバイル網固定電話に係る電気通信番号制度の検討の進め方（案）ということで、表示資料42-2に基づきまして御説明させていただきたいと思います。

1ページ目でございます。こちらはもともとユニバーサルサービス制度の見直しに関するものでございまして、1点目でございますが、ユニバーサルサービスの確保の在り方については以前、情報通信審議会の「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方の最終答申」

におきまして、NTT東西のメタル回線設備の縮退を踏まえて、電話が全国あまねく利用できる環境を効率的に確保するという観点から、既存の携帯電話網を活用した固定電話、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに新たに追加するということ。

また、これによって固定電話の提供者に携帯電話事業者も加わりまして、複数事業者が連携した効率的なエリアカバーが可能となるとのことをございますので、電話のあまねく提供責務、他事業者の提供地域であっても役務提供の責務を負うというようなことについては最終保障提供責務という形に見直すという旨の、内容とする提言がなされたところでございます。

2点目、この答申を踏まえて、令和7年に法改正がなされたところでございますが、現在、ユニバーサルサービス政策委員会において改正後のユニバーサルサービス制度の施行に向けた検討が進められてございます。

3点目、この令和7年法改正の内容との整合を図って着実に執行していくために、電気通信番号制度についても新たにユニバーサルサービスとしてモバイル網固定電話が位置づけられた場合の取扱いを検討する必要が出てまいりました。

2ページ目でございますが、通常の固定電話番号を使用した役務では、固定電話番号により固定端末系伝送路設備を識別することとされてございます。これに対しまして、携帯電話網を活用する固定電話として既にユニバーサルサービスとして位置づけられておりますワイヤレス固定電話は、固定電話番号によって当該役務を識別するものとして、通常の固定電話番号を使用した役務とは別に位置づけられてございます。この際、契約時に番号区画内に利用者の端末設備が存在することを確認して、番号区画外の電話番号が利用されないための技術的措置を講ずることをもって、固定電話番号の地理的識別性を担保することとされてございます。

この点、3点目ですが、ワイヤレス固定電話と同じく携帯電話網を活用するモバイル網固定電話は、現在、固定電話番号を使用した電話転送役務、転送区間に携帯電話網を活用しているものの提供に該当するということから、他の電話転送役務と同様に、電話転送役務の提供に係る条件確保の観点から、固定端末系伝送設備の一端を番号区画内に設置することが要件とされてございます。

これに関しまして、8月7日のユニバーサルサービス政策委員会におきまして、NTTドコモからモバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして位置づける際には、ワイヤレス固定電話と同様に固定端末系伝送設備の一端を番号区画内に設置することを要件とせず

に、サービス利用場所に対応した固定電話番号の使用を可能とするような検討をしてほしいということで、緩和の御意見の表明がなされたところでございます。

続きまして、3ページ目はその際のドコモからのプレゼンの資料でございますので、御参照いただければと思いますので、御説明は割愛させていただきます。

4ページ目でございます。これらを踏まえまして、当委員会での進め方の案でございます。1点目、ワイヤレス固定電話につきましては、適格電気通信事業者であるNTT東西が、電話の提供が極めて不経済となる条件不利地域において提供されることが前提となっておりまして、また技術基準につきましても、可能な限り加入電話と同水準とすることが求められてございました。このような事情も勘案しつつ、ユニバーサルサービスの効率的な提供と固定電話番号の地理的識別性の確保のバランスを図ってございます。この点、モバイル網固定電話につきましては、現在、ユニバーサル政策委員会及びIPネットワーク設備委員会において、ユニバーサルサービスとしての位置づけですとか課されるべき技術基準について検討が進められているところでございます。

については、電気通信番号制度との関係についてもこれらと並行して議論することが適当ではないかとしてございまして、次の点ですけれども、これまでの令和7年改正法の施行に向けた総務省令の規定の検討の取りまとめ、犯罪利用対策に関する取りまとめを一次報告書とさせていただいた上で、電気通信番号政策委員会においては、モバイル網固定電話に係る電気通信番号制度に必要な事項の検討を進めることとしてはどうかとさせていただいております。

スケジュールといたしましては、下の表にもお示しをしておりますけれども、他の委員会での検討状況も踏まえながら、青線の右側のほうですけれども、令和8年3月頃にモバイル網固定電話に関する答申としての最終答申となるような形で検討を進めることとしてはどうかということで、答申を2つに分けて議論を進めさせていただくことを御提示させていただくものでございます。

事務局からの御説明は以上となります。

【相田主査】 ありがとうございます。

それでは、先に私のほうから補足させていただきたいと思います。今も、最後のほうでも御説明がございましたけれども、このモバイル網固定電話に関しましては現在、IPネットワーク設備委員会のほうで技術基準の検討を進めております。一昨日、技術分科会で検討開始の御報告をさせていただいたときにも、委員の方から緊急通報はどうなるんだというよ

うな御質問をいただいて、これはなかなか非常に悩ましいところなんですけれども、現在、MNOさんのうち何社かが提供されているモバイル網を利用した固定電話ライクなサービスというようなものが、モバイル網固定電話の技術基準の制定によってはモバイル網固定電話としての技術基準を満たさない可能性がある。

その場合に、実際今、MNOさんがやられているサービスがどうなるかというのはよく分からないところで、何社かにおかれては新しく定められたモバイル網固定電話の技術基準に従ってサービスの内容を変えていただくという可能性もある一方で、そのようなことをするとサービス料金が高くなってしまいますので、モバイル網固定電話としての技術基準を満たさないまま、転送電話としての安価なサービスというものを継続される可能性もあるということになります。

そういうことで、今回、NTTドコモさんから御指摘があったようなことにつきましても、モバイル網固定電話に限って伝送路設備を設置することを要しないというふうにするのか、他社さんがやっちらるモバイル網固定電話ではない固定電話ライクなサービスに対してもそのようなものを認めるのかというようなことで、電話番号政策からも2段階、本当はあるんじゃないかと思うんですけれども、今回求められているのはモバイル網固定電話として認められるサービスについてどうするかという範囲になっているかと思えますけれども、モバイル網固定電話に関する技術基準、並行して検討している様子を横目で見ながら検討する必要があるのかということで、今御説明いただいたような線表で、技術基準のほうを横目で見ながら進めるということが提案されているという理解でございます。事務局それで、よろしいですね。

【齊藤番号企画室課長補佐】 相田先生、事務局でございます。すみません。詳細に、適切に補足をいただきまして、誠にありがとうございます。先生の御理解のとおりでございますので、ぜひ3月に向けてこちらの委員会でも御議論させていただければと考えてございます。よろしく願いいたします。

【相田主査】 それでは、この件につきまして御質問、御意見がございます構成員の方は、また挙手いただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、大谷構成員、お願いいたします。

【大谷専門委員】 大谷でございます。私もこの事務局でまとめていただいた検討の進め方につきましては賛同の意見でございます。基本的な考え方としては、もともとターミナルアダプターの位置を測位して地理的な識別性の確保ができれば、今の電気通信番号計画に

記載されている条件というのは緩和しても差し支えないのではないかと単純に考えているところなのですが、IPネットワーク設備委員会などで具体的な技術基準を定めていただく際に様々な、ほかに何か影響がないのかといったことも含めて、慎重な御検討をいただけるということですので、その結果を踏まえつつこちらで2段階に分けて検討し、最終的に取りまとめができればと考えております。私からは以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますでしょうか。

それでは、事務局にお示しいただいた案に沿って検討を進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

あと、議題(3)はその他ということで、本日の議論を踏まえて、事務局におかれましては一次報告書(案)の作成をお願いしたいと考えております。もし追加での御意見等ございましたら、先ほど申し上げましたように、事務局に御連絡いただければと思います。

それでは、今後の予定等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。ありがとうございます。次回の番号政策委員会につきましては、9月12日金曜日の10時からを予定してございます。相田主査から御指摘ございましたとおり、事務局において一次報告書(案)を作成して御審議をさせていただきたいと考えてございます。つきましては、今、相田主査からございましたとおり、本日の会議での御意見に関しまして追加の御意見ございましたら、あさって、9月5日いっぱい事務局までお寄せいただければ、いただいたものを踏まえて12日に向けて事務局で報告書(案)の作成をさせていただきたいと考えてございます。詳細につきましては、また、事務局より、当日の会合につきましては御連絡をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。

以上で事務局に御用意いただいた議事は全て終了いたしましたけれども、全体を通じまして御発言の御希望ございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第42回会合を閉会させていただきます。皆様、お忙しい中、御出席いただき、活発に御意見等いただきまして、どうもありがとうございました。

